



令和2年 第5回
本別町議会臨時会会議録

自 令和2年 8月 7日
至 令和2年 8月 7日

本別町議会

令和2年本別町議会第5回臨時会会議録

令和2年8月7日（金曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		常任委員の選任 1
日程第 5		常任委員の選任 2
日程第 6		議会運営委員の選任
日程第 7		諸般の報告
日程第 8	承認第 5号	専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第 9	承認第 6号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第9回）〕
日程第 10	承認第 7号	専決処分の承認を求める件〔倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第 11	承認第 8号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）〕
日程第 12	議案第58号	訴えの提起について
日程第 13	議案第59号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第 14	議案第60号	令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		常任委員の選任 1
追加日程第 1		議長の常任委員辞任の件
日程第 5		常任委員の選任 2
日程第 6		議会運営委員の選任
日程第 7		諸般の報告
日程第 8	承認第 5号	専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる

車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること]

- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第9回）〕
- 日程第10 承認第 7 号 専決処分の承認を求める件〔倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕
- 日程第11 承認第 8 号 専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）〕
- 日程第12 議案第58号 訴えの提起について
- 日程第13 議案第59号 令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
- 日程第14 議案第60号 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
保健福祉課長	飯山明美	住民課長	久司広志
子ども未来課長	大橋堅次	建設水道課長	坪忠男
企画振興課長	高橋哲也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	藤野和幸	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	総務課主査	石川雅康
教育長	佐々木基裕	代表監査委員	畑山一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第5回本別町議会臨時会を開会します。
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
（「動議」と呼ぶ者あり）
（「休憩する動議を提出します」と呼ぶ者あり）
（「賛成」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。
午前10時 1分 休憩
午前10時12分 再開
- 議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、方川一郎議員及び梅村智秀議員を指名します。
-

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。
議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。
- 議会運営委員長（方川一郎） おはようございます。
報告いたします。
令和2年6月18日第2回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。
議会運営に関する事項。
まず会期について申し上げます。
本臨時会の会期は、本日8月7日の1日間とするよう予定いたしました。
次に、委員会構成の取り扱いについて申し上げます。
改選期を迎えました、総務、産業厚生、広報広聴常任委員及び議会運営委員について、本日その選任の取り運びを予定いたしました。
以上、報告いたします。
-

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第4 常任委員の選任1

○議長（高橋利勝） 日程第4 常任委員の選任1を行ないます。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務常任委員に藤田直美議員、阿保静夫議員、黒山久男議員、大住啓一議員、石山憲司議員、梅村智秀議員。

産業厚生常任委員に方川一郎議員、山西二三夫議員、篠原義彦議員、柏崎秀行議員、水谷令子議員、私高橋利勝を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名したとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任いたしました総務常任委員及び産業厚生常任委員の任期については、本別町議会委員会条例第4条の規定により、令和2年8月10日からと期限をつけることにいたします。

私から発言をいたしますので、藤田副議長と交代をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○副議長（藤田直美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利勝議員の発言を許します。

○12番（高橋利勝） ただいま、産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職責上、どの委員会にも職責する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮いたすとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例においても、議長については辞任を認めており、さらに議会運営基準117において、辞任することができるとしているところから、産業厚生常任委員の辞任を願ひ出るものでございます

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○副議長（藤田直美） ただいま、高橋利勝議員から産業厚生常任委員を辞任したい旨の

発言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤田直美) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長(藤田直美) 追加日程第1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋利勝議員の退場を求めます。

(高橋利勝議員、退場)

○副議長(藤田直美) 高橋利勝議長から、議長の職務を行なう都合上、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤田直美) 異議なしと認めます。

したがって、高橋利勝議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

高橋利勝議員の復席を求めます。

(高橋利勝議員、入場)

○副議長(藤田直美) 高橋利勝議員の発言に関わる審議を終了いたしましたので、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

(休憩中に、総務、産業厚生常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集します。場所については総務常任委員会は委員会室、産業厚生常任委員会は正副議長室にそれぞれ御参集願います。これをもって通知済みとします。)

午前10時50分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務、産業厚生常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会は委員長に、大住啓一議員。副委員長に石山憲司議員。

次に、産業厚生常任委員会は委員長に、篠原義彦議員。副委員長に山西二三夫議員とそれぞれ決定いたしました。

◎日程第 5 常任委員の選任 2

○議長（高橋利勝） 日程第5 常任委員の選任2を行ないます。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、次のとおり指名いたします。

広報広聴常任委員には、黒山久男議員、柏崎秀行議員、石山憲司議員、水谷令子議員、藤田直美議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名したとおり、選任することに決定いたしました。

ただ今選任いたしました広報広聴常任委員についての任期は、本別町議会委員会条例第4条の規定により、令和2年8月10日からと期限をつけることといたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

（休憩中に広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長
の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報
広聴常任委員会を招集します。場所については、委員会室とします。直ちに御参集願いま
す。これをもって通知済みといたします。）

午前11時 5分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に柏崎秀行議員、副委員長に水谷令子議員と決定いたしました。

◎日程第 6 議会運営委員の選任

○議長（高橋利勝） 日程第6 議会運営委員の選任を行ないます。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、阿保静夫議
員、方川一郎議員、大住啓一議員、篠原義彦議員、柏崎秀行議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会はただ今の指名のとおり決定いたしました。

なお、ただ今選任いたしました議会運営委員会についての任期は、本別町議会委員会条
例第4条の規定により、令和2年8月10日からと期限をつけることにいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時 7分 休憩

(休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。これをもって通知済みといたします。)

午前11時18分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、報告します。

委員長に阿保静夫議員、副委員長に方川一郎議員と決定いたしました。

◎日程第7 諸般の報告

○議長(高橋利勝) 日程第7 諸般の報告を行ないます。

報告第11号専決処分報告、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)について、報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 報告第11号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億7,310万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります。3款1項1目寄付金、1節指定寄付金7万円の補正は、名寄市〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇様から2万円の寄付を、匿名の方から5万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります。1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費、消耗品費、介護材料といたしまして、食事介助に必要な丸椅子3脚の購入4万1,000円、及び17節備品購入費、施設等備品といたしまして、介護士室用プリンター1台の購入2万9,000円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和2年6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありまし

た。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

◎日程第 8 承認第 5号

○議長（高橋利勝） 日程第 8 承認第 5号専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 承認第 5号歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明を申し上げます。

本事故は、令和 2年 3月 19日午前 10時 00分頃、本別町南 3丁目 1番地 9において、本別町の管理する歩道の縁石が浮き上がっていたことにより、車両が当該浮き上がり箇所を通過した際に損傷した事故について、次のとおり和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第 179条第 1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ 報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を 10万 2,168円と定め、本別町が和解の相手方に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が発生しないよう道路を良好な状態に保つよう維持修繕し、一般交通の安全確保に向け、注意を払い、業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上、承認第 5号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、承認第 5号について質疑を行ないます。

まず 1番目でございますが、こちら当初より歩道縁石の浮き上がりがあったというところは、町ないしは相手方のほうでは事実の争いはなかったというところでございますが、町の認識といたしましては、いわゆる管理瑕疵というものがあったという認識は当初からお持ちだったのか否か。つまりは町に過失があるというような認識が当初からあったのかということのお伺いでございます。

仮に当然賠償してございますので、町に過失があったとした場合はどのような過失内容なのか、そちらについて具体的にお伺いをするものでございます。

2番目でございますが、こちら内容によりますと過失相殺をしての損害賠償ということでございますが、これまでいわゆる町道を起因としたような事故とか町の管理責任を問われた管理瑕疵の因果関係とした事故による賠償等で本件と同様に過失相殺を行なった事例というものがあるのか否かについて、お伺いをいたします。

3番目でございますが、こちら賠償額について10万2,168円というところで定まっておりますし、この過失割を5対5というふうに定めているというところが合意書から伺えるところでございますが、こちらについて損害額の妥当性というものについてはどのように判断をなされたのか。と言いますのは、当該事故につきましては、事故当初相手側から出された、いわゆる請求書というものと後刻出されたものというものは金額に開きがあるというふうに私自身、事実の認識をしておりますので、この辺どのように損害額の妥当性というものを判断されたのか、お伺いいたします。

合わせて、この損害額の内訳についてお伺いをいたします。過失割合5対5でございますから、10万2,168円の倍額が損害額と認定されたところだというふうに認識しております。

4番目でございます。この専決処分 of 妥当性について、この客観的な事実はどうなっているのかというところでございます。

専決処分書の中に、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなのでということで、また地方自治法、根拠法令といたしましては、地方自治法の第179条第1項というところで記載がございますが、この時間的余裕がないことがないことが明らかなだという客観的事実について、内容をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の御質問で梅村議員の1問目の御質問につきまして、御答弁させていただきます。

町の過失責任についてですが、町道維持管理している車両センター、建設水道課ですが、この当時3月19日ということで、この頃雪もあったということで、この南3丁目の場所なのですが、町が直接除雪をしている場所です。ですが、雪もあったということで、そのところの駐車場、その除雪のほうまでは我々も目が行き届かなかったということで、道路の除雪はしていたのですけれど、それで縁石が破損していたというのは、こちらのほうで見落としがあったということで、これは管理責任は町のほうでもあったということで認識しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから専決処分の妥当性という点について答弁をさせていただきます。

今、議員のほうからもございましたけども、179条によります専決処分につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがという部分でございま

すけども、今回の専決処分に関しましては示談をして速やかに予算を計上していくという観点での提案ということになってございます。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 過失割合の5対5の妥当性ということでございますけれども、双方が委任した代理人同士で話し合いした結果の合理的な折り合いと判断してございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただ今の損害賠償額の内訳という質問にお答えいたします。

内訳といたしまして、板金塗装が12万円、その他部品代として8万4,336円。合計20万4,336円の修理費の内訳となっております。

ほかに過去にこのような相殺事例はあったかということでございますけれども、今ここで正しい年度はあれなんですけど、平成23年頃と思いますけれども、過失は歩道の、いわゆる穴ぼこに起因する事故で過失相殺5対5というものがあつたと認識しております。

妥当性につきましては、双方の代理人が審査した結果、このようなことで提示されておりますので妥当と考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番目にお伺いした点でございます。

町の管理瑕疵、つまりは町の過失はいかなるものかというところでございますが、先ほどの答弁で認識の確認でございます。3月19日でしたので、積雪状態にあつたと、いわゆるこの事故当時積雪状態にあつたという認識でよろしいのですか。なるほど、ただ今御答弁者、説明員からうなずきがありましたので3月19日、先ほど雪があつたというところで管理が至らなかったというような御趣旨でございますが、であるならば、本町の代理人より相手方に送られた通知文には縁石が浮き上がっていることは事実であるけれども、明らかに目視ができるというような記載があつたり、視認状況に問題はないというような記載もあるというところであれば、町のただ今の御提案に際して、説明員として来席いただいている方の御説明、御認識とは異なるものなのかなというところでございますので、この辺については改めて明らかにしていただきたいというところでございます。

また、合わせて申し上げれば当初この代理人より、相手方に通知されたものについては、そもそも相手方の車両に生じた損害というものは、縁石と接触したことによって生じたものではない。そもそもこの歩道の縁石、切り欠き部、斜めになっているところでございますね、ここ自体は車両の通過は予定していない箇所というところでありまして、よって、本件で生じた損傷は浮き上がりの有無によってではなく、本来通過を予定していない箇所を通過したことによって生じたものであつて、縁石の浮き上がりとは法的な因果関係

係はないものと認識していると、このように通知がなされて、結びといたしまして御請求に応じかねるというような通知がなされてございます。本町の代理人から。ということであれば、当初の本町の認識、いわゆる管理瑕疵があったというものの認識と、代理人が相手方に伝えているものにそごが生じているというふうに認識しているところでございますが、この辺の事実関係、当初からの認識、また変遷等についての詳細を改めてお伺いするものでございます。

御答弁中にお伺いいたします。

4番目にお伺いいたしました専決処分の妥当性についてでございますが、いわゆる緊急を要するため、示談をして速やかに予算計上をしてというところの御答弁でございますが、こちらはそもそも事故が3月19日というところでございまして、数カ月が経過してございます。相手方の意向といたしまして、例えば修理が完了して、修理先に直ちに修理金額を支払いしなければいけないから、早く払ってほしいのだとか、そういった趣旨の求めというものは当初からあったのか否か。私が認識するところではなかったのではないかと、つまりはいわゆる急施の事情、直ちにこれを専決処分として解決する事情というものは当たらないのではないのかなと私自身の認識なのですが、改めてその辺の詳細についてお伺いをいたすところでございます。

2番目にお伺いをした点でございますが、これまでの過失相殺の割合というところでございますが、こちらについては過去に平成23年にあったと、ただそのほかについては過失相殺の事例というものが無い事故案件というものも当然あるのかなど。記憶に新しいところであれば、近年2件の不適切な処理を行なった事例もございまして、こちら等についてはそういうような処理がなされていなかったと。この辺の実務といたしまして、過失相殺を求める求めないというものについては、どのように判断がなされているのか。いわゆる事故対応のマニュアルであったりとか、職員教育というものがなされていた上でのこういう御判断がなされているのか、改めてお伺いをするものでございます。

損害額の部分についてでございますが、当初こちら61万何某、13万何某というような2枚の請求書というものが相手方から出されてございまして、その後減額されたものが出ているというところであります。こちらについて妥当なものというものについては、本町の見解ではなくて、代理人同士の合理的な折り合いだというような御趣旨の御答弁もございまして、ここに至った部分というのは、本来は先ほど申し上げたとおり、当初代理人から相手側へ通知したものについては、賠償には応じませんよというような趣旨のことが伝えられていると、ところが相手方に代理人がついたところ、その言を翻して円満解決を望むので、そうした交渉にも応じますよというような御趣旨の連絡がなされているところでございますが、そういったところから、この辺がそもそも、だから賠償に値するものなのかどうなのかというものが甚だ理解が及ばないものでございますから、この辺の代理人との相手方、町の代理人と相手方、ないしは相手方代理人とのやり取りの中で、どうしてそのように当初の認識とやり取りというものに一貫性がないのかという点について、改め

て事情等をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから専決処分の考え方でございますけども、今、梅村議員のほうからもありましたけども、今回の専決処分を提案するにあたってはある程度双方の合意がなされて、示談がされるという結果をもって、速やかに予算を措置しなければならないということで179条の専決処分と、予算と言いますか、今回の議案含めて必要と判断しての提案でございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からとします。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうからは午前中答弁をいたしました、今回の専決処分の妥当性について、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

今回、提案をしております179条専決の妥当性という点でございますけども、今回代理人同士におきまして、お互いに合意した段階で示談をし、損害賠償額を早急に定め、相手の方に対して損害賠償額を早急にお支払いする必要があるというふうに判断をいたしまして、専決処分をしたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） 私のほうから先ほどの梅村議員にお答えした中で、訂正をさせていただきたいところがございますので、よろしいでしょうか。

先ほどの答弁で、雪があると私が答えてしまいましたが、3月19日の事故発生当日は雪はございませんでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

また、縁石の損壊部分については降雪時期でもありましたので、発見が遅れてしまいました。その部分については、こちらに非があるかなと思います。ただ、縁石を通過した部分につきましては、高い部分を通過しているということで、そちらは我々が全て非があるかなということはわかりかねましたので、専門の機関にお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 午前中の60万円の請求が、代理人を通すことによって20万円にというお話の部分でございますけれど、当初は60万円程度の請求がございました。その車両の損傷部分と損害額、それが縁石の浮き上がりとの因果関係性をしっかりと精査するためには一般職員では非常に難しいため、事故の専門家に委ねることを保険会社のほうから勧められまして、その結果専門家に委任したところでございます。

その結果、代理人同士が話し合い、過失相殺すべき金額がおおよそ20万円ということで、

さらにその割合が5対5という部分でございますので、代理人に委任した結果でございますので、当方は妥当と受け止めております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをするところです。

歩道については、積雪状態になかったというところでございますので、であるならば本町の代理人が従前より申ししているとおり、視認性には何ら問題がないというところ、本来通過を予定していない箇所を相手方である町民が通過したことによるものだと、よってその請求には応じかねるよという主張のとおりでございますから、この通りであれば何故その賠償に応じる必要があるのか。過失は全て町民の方にあるのではないですか。

また、縁石が浮き上がっていたことは事実であるが、きちんと実測もされたようで、柔らかい言葉で表現するとやや浮き上がっていた程度で、車両に接触したのは縁石が接触したのではなくて、通過した時に路面が接触したようなものだと。要は縁石との接触が車両に損傷を及ぼしたものではないという所見まで述べられておりますよね。これであれば何が本町に過失あるのですか。というところについて、そもそもこれは本町の代理人、ひいては本町の言葉ですから、本町の言葉で従前、相手方である町民の方にそのように通知をしているという事実がございますので、当初は本町は過失なしというような主張がなされているというところがございますので、その変遷について当初からその認識でよろしかったのですよねという確認と合わせて、どういう認識のもと、最終的に5対5となったのかという点でございます。

あえて申し上げれば、代理人からは円満解決を図るために相手方の言う主張のほうに前提を変えてあげて交渉してもいいよというような形で事実認識をいきなり翻したというような事実がございます。この辺の事情について、改めてお伺いをするものでございます。

続きまして、先ほどお伺いした中で、いわゆるこういった事故対応のマニュアルであったりとか、事故対応の職員教育といったものがなされているのかという点について、御答弁漏れがございますので、改めてお伺いするところでございます。

また、専決処分の部分でございますが、改めて御答弁いただいたところですが、先ほどの御答弁と差異はないのかなという認識のところでございますが、結局のところ、早急に賠償したいのだよという御趣旨の御答弁かなと思いますが、それはもう一般論として当然ではございますが、本件事故については3月19日に発生をして、交渉が難航して最終的には双方に代理人がつくという事態にまで発展したというところでございます。実態といたしましても、まだ修理が完了しているにも関わらず修理先にも修理代金の支払いもなされていないというような実態がございます。

また、その相手方の町民に関してはいわゆる経済的な事情であるとか修理費の捻出が困難であるから、直ちに賠償を求めるといようなことは申したことはないというようなところでございます。それはあくまでも一般論でいう示談がなされたのであれば、早期に予算計上をして支払いをすべきだという単なる観念であって、この地方自治法に定められ

る議会を招集して議会に諮るという専決処分、時間的余裕がないのだよというものからは反するものではないのかと私は感じたところなのですが、その辺改めて伺いをするところでございます。地方自治法179条に該当する具体的な事情、客観的な事情というものがなければ、これは違法というような行政判断がなされているところではありますが、その点について、改めて詳細を伺いますのでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 前段のほうは私のほうから答弁をさせていただきます。

この関係につきまして、今担当課長のほうから答弁があったとおりでございます。この過失割合を決める時に、やはり保険会社のほうでも非常に難しい案件という部分で聞いております。その関係でやはり専門家、弁護士に依頼をして、調査をして、その結果、したほうが良いというような指導を受けたところでもあります。

今、議員のほうから色々と内容を詳しく説明があったのですが、ここは弁護士のほうも依頼側のほうの思いを、重要視しながらある程度の、勝ち負けじゃないですけども、ある程度のそういうふうな依頼者の気持ちになって取り組んでいただく。そんな中で弁護士同士のやり取りがあったのかなというふうに思います。そのような中で今回示談で5対5の車両の一部分についての過失割合が決まったところということで、これは弁護士を通じて相手側も私どももこれで了解をしたという部分でございますので、御理解をしていただきたいと思っております。

また、先ほど職員の教育等についての御質問ありましたが、こういうふうな事故等があればすぐ課長、課を通じて担当のほうに通知をする、報告をするというようなことは徹底をしておりますので、その部分については今後ともきちんと取り諮っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 専決処分の考え方でございます。

今、議員のほうからもありましたけども、179条の議会を招するいとまがないというところの部分でございますけども、これにつきましては町長の裁量によって決定すべきですけども、客観性がなければならないというふうにされているのは認識をしております。

ただ、それを踏まえて今回の専決処分につきましては、先ほども御説明しましたけども、一連の手続きが進んだ中で双方の代理人が合意をし、示談、そして賠償額を定め、早急に相手方に賠償額を払うべきだということでの判断で179条で専決させていただいたところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ。

この案件が出てきておりますけれども、今回の10万何某ですか、それと弁護士云々ということになっておりますけれども、わかりやすい聞き方します。何回かこういう報告があ

った時に聞いておりますけれども、保険料を使ったことによって、これからかける保険料が高くなるのか、ならないのか。

また、今回弁護士にお願いしたということでございますから、その弁護士料金はどうなっているのか。別途で払っているのであれば、それはそれなりの報告をいただければいい。

それが保険会社と言うのですかね、保険を扱っているところで、それもカウントされているのであれば、今後こういうことがあってはならないことですが、出てきた時にそれらも含めてまた掛け金が高くなるのか、ならないのか。

これは税金を動かしていることですから、町民の人たちが非常に考えているところでございます。端的にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをさせていただきます。

まず保険料の関係でございますが、今回、全国町村会総合賠償補償保険を使用しておりますが、保険料につきましては4月1日時点の人口を基礎に算定をしております。

ですから、今議員が御心配されているような、例えば保険金の支払いが多額になる、あるいは件数が増える、そういったことによつての保険料に影響することはございません。

それと弁護士費用の関係でございますが、これにつきましては、保険会社の負担で賄われることとなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは承認第5号専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕について、反対の立場で討論を行いません。

本件事故においては、町が代理人弁護士を立て、縁石の浮き上がりと車両損傷において法的な因果関係はなく、請求には応じかねるとの通知が相手方町民になされ、やむなく相手方町民も弁護士を代理人に立てた経緯があります。

相手方である町民の意向としても、直ちに支払いを求めるというのではなく、現時点においても相手方町民及び修理先には賠償金ないし修理費の支払いがなされておらず、修理費の決済が終わっていないという事情から、つまりここでは交渉が長引いている事実のもと、直ちに支払いがなされなければ窮するというような相手方町民の事情などは一切なく、何ら急施を要する事情は見当たらないものでございます。

よって、御答弁にございました示談をして速やかに予算計上するという理由については、単なる一般論による観念であり、地方自治法第179条に定められた特に緊急を要するた

め議会を招集する時間的余裕がないことは明らかであるとの理由について、客観的事実の立証は何らなされておらず、これを誤った当該専決処分については違法であり、ついでに議会の議決権の侵害ともなり、適正な措置とは認定することができません。

また、損害賠償交渉の経緯が不透明で、損害額及び過失割合の認定、事故と車両損傷との相当因果関係の有無につきましても、甚だ不明瞭でございます。

本町代理人による縁石の浮き上がりが容易に目視ができ、接触が予見できる箇所をあえて通過したために損傷が生じた、車両の損傷は縁石と接触したことによって生じたものではなく、縁石の浮き上がりとは法的な因果関係はない、よって請求には応じかねるとの当初からの通知が相手方になされていたところ、相手方に代理人弁護士が選任されると、直ちに前言を翻し、円満解決のため事実前提を相手方の主張として交渉を行なうことはやぶさかではないなどとし、事実認識の主張に一貫性はなく、損害額及び過失割合、事故と縁石の浮き上がりについての因果関係について、妥当性、客観性、そのいずれもなく適正な事故処理、示談交渉がなされたものとは認めることができません。

本件、事故のようにこうした曖昧な対応が被害町民の信頼を失い、また事故対応に当たる職員をも極度に疲弊させ、行政運営の誤り、怠慢であることは明らかであり、先に明らかになった町道瑕疵を因果とする2件の車両損傷事故隠ぺいによる不適切処理を生む背景ともなっている次第です。

よって、本提案につきましては到底承認することができないものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、承認5号専決処分の承認を求める件〔歩道縁石の浮き上がりによる車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 日程第9 承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第9回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第6号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和2年度本別町一般会計補正予算第9回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、ただ今報告いたしました歩道縁石浮き上がりによる車両損傷事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,703万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金10万3,000円の増額補正は、相手側車両修繕費の本町責任割合分を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目6節雑入10万3,000円は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第9回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第9回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第10 承認第7号

○議長(高橋利勝) 日程第10 承認第7号専決処分の承認を求める件〔倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

久司住民課長。

○住民課長(久司広志) 承認第7号専決処分の承認を求める件について御説明申し上げます。

倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

令和2年7月16日午前8時00分頃、中川郡本別町錦町89番地3の錦町墓地内において、腐食して倒れた木が墓石に接触したことにより墓石が損傷した事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めました。

なお、報告につきましては和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金19万8,000円と定め、本別町が和解の相手方に対し支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償保障保険により賄われます。

今後このような事故が発生しないように、定期点検のほか、台風や強風の後についても点検を実施し、危険性のある立ち木については伐採するなどの再発防止に努めてまいります。

以上、倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) お伺いをいたします。

こちら、損害賠償額といたしまして19万8,000円の計上がございますが、こちらの内訳についてお伺いをいたします。

合わせて、現在この損壊した墓石についてはどのようになっているのか。修理着工済みなのか、未着工なのかという点についてお伺いをいたします。

また、こちらについても先ほどと同様になるのかなというふうに察するところですが、この専決処分の必要性の部分ですね。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだという部分の客観的事実について事情、背景等をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） まず1点目の金額の内訳について、御説明申し上げます。

内訳でございますけども、石が破損したということで墓石の稲田石が15万円。それと倒木によって墓石がずれたということで、それにかかります接着に1万円。在庫のほうがなかったということで、横浜から取り寄せているのですが、その輸送費が2万2,000円。合計で18万2,000円になりますけども、2,000円の値引きがあったということで、18万円の消費税というような内訳になります。

今の現状でございますけども、お盆が間近に迫っているということで、示談後早々に着工のほう始めまして、今現在は原復旧になっているという形になってございます。

あと緊急性の関係でございますけども、お盆の関係がございますのでその前にやはり元に戻すということで、今回専決処分ということで考えてございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号専決処分の承認を求める件〔倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号専決処分の承認を求める件〔倒木による墓石損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めること〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第8号

○議長（高橋利勝） 日程第11 承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第8号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上

げます。

令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、ただ今報告いたしました倒木による墓石損傷事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,723万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、21節補償補填及び賠償金19万8,000円の増額補正は、相手側墓石修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目6節雑入19万8,000円は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算（第10回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第12 議案第58号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第58号訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第58号訴えの提起について御説明申し上げます。

提案理由ですけれども、町税にかかる損害賠償請求の訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

訴えに当たりましては、元職員が平成29年8月に刑事事件として業務上横領による逮捕、その後、納税者からの問い合わせによる税被害も確認されたことから、令和元年6月から、税の収納確認調査を実施したところ、新たに税被害が確認されたことによるものでございます。

それでは、提案内容を御説明いたします。

1、訴えの相手方。住所、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇。

氏名、本寺一彦。

2、事件名。損害賠償請求事件。

3、訴えの趣旨。

（1）相手方に対し、損害賠償金として金217万9,493円及びこれに対する領収日付から完済まで年5分の割合による金員の支払いを求める。

なお、利率につきましては、令和2年4月の民法改正により、原因日の利率となっております。

（2）相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4、訴えの理由。

訴えの相手方は、町住民課主査及び課長補佐を務め、徴税吏員として町税に関する調査及び徴収業務を担当しておりましたが、平成21年10月5日から平成26年9月1日までの間に徴収した町税63件215万7,500円について業務上預かり保管中、これを自己の用途に消費することを目的に着服、横領し、このうち62件210万7,500円につきましては町に対して、1件5万円については納税者に対して損害を与えた。

納税者にあたえた損害は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項により遅延利息2万1,993円を加えた7万1,993円の賠償の責を町が終えていることから、損害賠償金は217万9,493円とする。

損害賠償金217万9,493円のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第3項の規定により決定を受けた賠償額190万3,593円について、令和2年5月25日に相手方に請求書を送付いたしましたが、支払期限の令和2年6月25日までに支払いに応じなかった。また、決定を受けなかった27万5,900円についても同様の手口によるものから、その全額について訴えを提起するものでございます。

5、訴訟遂行の方針。

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴を行う。
- (3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

6、管轄裁判所。釧路地方裁判所帯広支部。

本件の損害賠償請求額が150万円を超えるため、所轄する裁判所は釧路地方裁判所帯広支部になります。

以上で、議案第58号訴えの提起についての提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 難しく言葉をいただいて、説明を受けましたが、かみ砕いて質問したいと思います。

まず、この件については8月1日広報で細かくありました。総額496万何某という部分の中で決定していない、返ってきていない分の200数十万円について、これを民事裁判で払ってもらおうべく訴訟を起こすという内容なのかと思いますが、その辺を我々庶民にもわかる言葉でお知らせいただきたいというのが1点。

もう1点は、何回か行政報告等々でいただいておりますけれども、当然裁判となれば素人が考えても、自分で訴訟文を書いて行なえばいいのですが、弁護士さんということになるかと思えます。その弁護士さんの費用は、何回か、いろいろな意味での弁護士費用というのが通常予算だとか補正予算で出てきていますから、私のこんがらがっている部分もあるかと思えますが、今回のこの訴訟に関して、今現在の時点でどのくらいかかるのか、かかることを予定しているのか、その辺の部分をお知らせいただきたいということと、町民の皆さんの感情からいくと、民事裁判を起こしてお金を請求すると、1万2万の話ではないですから、大きなお金を請求するということになって、これは法律に違反したことですから返していただかないと町民の皆さんの財産、税金ですから、どんなことがあっても返してもらわなくてはならないと思うのですが、民事裁判でこれほどの期間を考えているのか。

それとそれを専従にやる職員を考えているのか、いないのか。今の税金の担当職員でやるのか、訴訟窓口かもしれませんが、総務課担当でやるのか。その辺、税金を無くしておいてあとは知りませんよということにはならないと思いますが、その辺3点、4点ほどになると思いますが、わかりやすい言葉で端的にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の8月1日広報で掲載しました496万9,000円の部分の内訳から説明したいと思います。

このうちなのですが、中身としましては刑事事件で被害があった部分と、あと今年の3月に民事裁判で判決を可決した部分の残りの部分ということで、昨年訪問調査等により、税被害が発生した分の民事訴訟というような形になります。

それと2点目の今後の費用の関係でございますけれども、補正予算のほうで今回計上はさせていただいているのですが、着手金等々のお金がかかるというような形で、中身については補正予算の中で御説明したほうがいいかなと、考えてございます。

民事裁判の部分の期間の関係ですとか、職員の関係でございますけれども、一応今ある程度弁護士相談の中で想定されるのは、当然相手方がありますので、おそらく裁判的には3回くらいを想定しているというような形になります。期間については、まだ1回目の公判が開かれないといつ頃までというのがわからないのですが、一応裁判については3回程度を想定してございます。

担当の部分でございますけれども、一応私ですとか、あとは税務担当のほうで対応していくということを考えてございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 担当課長でお答えできない部分もあろうかと思いますが、執行者の町長、副町長もおられますのであえて聞きますけれども、訴訟を起こすということになれば、これは担当窓口にはないと片手間でできることではないと思うのですね。その辺人事のこともありますから、この場でどうのこうのとは報告いただけないかもしれませんが、考え方として、訴訟を起こすに至った部分でそれはできていると思うのですね。そして、一番考えていただかなくてはならないのは、私ども議員協議会だとか一般質問等々で何回か質疑させていただいていますが、税金がなくなって、今課長のほうからも答弁がありました。全部のお金を合わせて、約500万円に何万か足りないだけの額、これは決して少ない額ではありません。それを踏まえた時に民事訴訟であれ、何であれ、裁判を起こしてそれを取り戻さなくてはならないというのが大きな使命だと思います。それに職員の何人かが時間を割くというのは、これまた税金の使い方として如何なものがあります。ただ、どんなことがあっても税金は戻さなくてはならないってことの使命からいきますと、どのようにお考えになっているのか、それを明解にお知らせいただかなくてはならないということと、今数字の部分は細かくいただきましたので、その部分だけ明解なお知らせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず今年度につきましては、住民課課長を中心にこの事務を担当させていただきます。次年度に向けまして、今あそこ、ここということは言えませんが、今民事訴訟を起こしていく過程の中でどのくらいの仕事のボリュームになってくるのか、そういう部分を判断しながら4月1日には受けて、対応をしっかりとしていきたいと考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 先のことでですから、どうなるかわからないからそういう答弁になると思いますが、今の副町長の御答弁では4月の部分で仕事の量等々も含めてやっていきたいと、極めてお役所的な堅実的な御答弁かと思いますが、税金を無くして訴訟まで起こすのに、簡単に申しますと担当もおかないでやるのかということなのですね。これは姿勢を問われますので、3回でのルールですから、これ以上質問することはないのですが、明解にお答えいただきたいということをお先ほど来から申し上げているのです。それを再度申し上げて、御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 対応等については、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、今回民事訴訟でどんどんと入っていくと思います。当然仕事の量もあると思いますし、また一人で難しい部分があると思います。やはり全体の中でスタッフの中で調整をしながら、担当を決めながら進めていきたいというふうに思っております。

ここで来年からどこの課、何人配置するってことは言えませんが、まずこの経過を見ながら考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 一連のこの事件、事案と言いますか、一連のものでございますが、かつて議員協議会において当初、これで終わりだと、もう出ないと思っているというような見解が副町長より示されたところでございますが、その後議員協議会を経て、徹底的にと、出来る限りの調査というものを行なったという事実の元、こうしてまた新たに出てきましたよという実態がございます。

今、現時点の御認識ではできる限りの調査というものを徹底的に行なって、それこそ本当にこれ以上は出ないと思っているというような御認識でよろしいのかという点がまず1点目でございます。

2点目でございますが、裁判期日の部分について先ほど議員からも質疑がございましたが、これはいわゆる支払い期限として設定いたしました、令和2年の6月25日まで支払いに応じなかったというような記載がございますが、これはいわゆる応答がなかったという理解でよろしいのか、代理人やその他の者等通じて支払いをしない、いわゆる拒絶に近いようなもの、応答があったのか否かというところでございます。

というのも、期日について3回程度を見ているよというところが先ほど御答弁なされたところなのですが、いわゆるこれ応答がないよというところでありましたら、いわゆる当然法廷にも出廷しない、代理人も来られないということであれば、即日結審となるのかなと理解するところでございますので、その辺の事情についてお伺いをいたすものでございます。

最後でございますが、一連のというところでございますけれども、本件本提案の部分につ

いて、一連のものと切り離すことはできないのかもしれませんが、ここに至るまでの改めて誰にどのような責任があると、あったというふうな御認識を持っているのか、改めてお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 1点目の答弁をさせていただきます。

昨年1年かけて担当課長と担当職員2名でこの業務を当たらせていただきました。当然私らが持っている資料、電算関係の資料等も皆さんで出し合いながら、さらには町民の皆様、納税者の皆さんのところに向いて領収書の確認、それから管外、道外につきましては文章、電話等での確認をしております。

私ども町といたしましては、精一杯やったというふうに思っておりますし、これ以上のことは出てこないというふうに判断しているところでもございます。

3点目の責任のことですけれども、これは以前からも議員協議会等々でもお話をさせてきているかなというふうに思っています。

やはり責任、当事者が当然だと思えます。それと合わせて当時の上司等も責任があるのかなと思っております。そのような形で取り組んできていますので、御理解をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 2点目の関係でございませう。

請求に対しての応答があったのか、なかったのかという部分でございませうけれども、一切連絡もない、弁済もないというような状況でございませう。

もう1点の3回の内訳というような整理でよかったですでしょうか。

3回の内容でございませうが、一応弁護士さんと相談の中では初公判という部分と、あとは応訴が想定されるということで応訴、証人尋問の部分、それとあとは結審の部分ということで3回を一応想定してございませう。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めて3番目にお伺いした点でございませう。

本提案に至る一連のというか、本件のと言いますか、ここに至る責任の部分でございませう。

ただいま副町長から御答弁があった具体的なものとしては、当事者はもちろん、または当時の上司、この2名ないしは二項目のみが示されたところでございませうが、以上という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 議員がおっしゃるとおりだと思います。考えております。

やはり当事者、それからその不正を見抜けなかった上司等も責任がある、その時の処分もさせていただいておりますので、そのような形で進めてきております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてのお伺いでございますけども、当時の上司というのは広い意味での上司という理解でよろしいのですか。というのは、いわゆる首長である町長の責任というものについては触れられませんでしたけども、そちらについてはどのようにお考えなのか。当時の上司というものについて、どういう範疇での当時の上司という定義だったのか、改めてお伺いいたします。

こちらについては、具体的にきちんとわかるように、誰にどのような責任があったという形で、本件の提案に至っているところを改めて明らかにしていただきたいという質疑でございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 上司の責任の範疇という部分で、すでに町長、副町長、それから当時の課長等も処分をしてきております。具体的には資料がないのでお話しはできませんけども、そのような形で全体の中で処分をしてきたと押さえております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第59号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第59号令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第59号令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました損害賠償請求事件の訴えに伴います弁護士着手金及び旅費等の追加、新型コロナウイルス感染症予防対策経費、いきいき商品券事業補助金の増額、町道排水整備工事の追加によるものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,447万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,171万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費、弁護士謝礼金26万1,000円の増額補正は、契約済みの一部清算として刑事事件に係る横領被害額の回収による報酬金等であります。

その下、8節旅費19万8,000円の増額補正は、今回の損害賠償請求訴訟に伴い、弁護士との協議のため職員の旅費を計上するものであります。

その下、12節委託料、代理人業務委託料41万1,000円の増額補正は、損害賠償請求訴訟に伴う弁護士への着手金13万6,000円、弁護士の旅費日当額27万5,000円を補正するものであります。今後の訴訟手続き、裁判を円滑に取り進めるため、業務委託契約、委任契約を結ぶものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費 管理用消耗品費169万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、公共施設トイレのペーパータオル、消毒液、非接触型体温計等を購入するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金本別町商工会いきいき商品券事業補助金693万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策としてプレミアム率50%で実施いたしました、いきいき商品券事業が好評であったことから、第2弾として1,250セットを追加するものであります。

下段の8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、14節工事請負費、町道拓農明美間道路排水整備工事495万円の増額補正は、既設の町道ボックスカルバートが大雨水害時に立木等で閉塞する恐れがあるため、横断管、延長26メートルを増設するものであります。

以上で歳出を終わりました。3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の10款1項1目1節地方交付税822万7,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の15款道支出金、2項道補助金、5目商工費道補助金、1節商工費補助金625万円の増額補正は、北海道のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金により、本別町が実施するプレミアム率50%のうち10%以内に相当する額が補助されるものであります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号令和2年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第60号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第60号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 議案第60号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による国からの交付金の受け入れ、支出では新型コロナウイルス感染対策に伴う経費の予算計上となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を71万1,000円増額し、収益の合計は11億1,749万円、支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用を273万6,000円増額し、費用の合計は12億6,226万1,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を428万9,000円増額し、9,537万円に、支出の第1款資本的支出を428万9,000円増額し、1億3,513万8,000円とするものであります。

第4条、たな卸し資産の購入限度額につきましては、予算第13条本文中、購入限度額

1億7,790万3,000円を1億7,950万4,000円に改めるものであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書の収益的収支ですが、収入の1款病院事業収益、2項医業外収益、6目その他医業外収益、5節国庫補助金71万1,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として国の交付金を受けるものであります。

支出の1款病院事業費用、1項医業費用、2目材料費、2節診療材料費96万2,000円の補正は、非滅菌手袋、サージカルマスク、N95マスク、クロスガーゼ、消毒用アルコールを購入するものであります。

3目経費、5節消耗品費63万9,000円の補正は、院内消耗品としてペーパータオル、ハンドソープ、PCR検体採取用簡易隔離ブース等を購入するもので、いずれも院内感染防止対策として整備するものです。

11節修繕費113万5,000円の補正は、一般患者との接触を避けるため、1階外科外来西奥の救急処置室を新型コロナウイルス感染症疑い患者にも対応可能に改修するため、排気ユニット用ダクトの改修が31万円、2階透析室の感染防止用の仕切りの設置に82万5,000円を計上するものであります。

次、5ページ、6ページ、資本的収支の収入ですが、1款資本的収入、8項国庫補助金、1目国庫補助金428万9,000円の補正は、収益的収入でも説明いたしました、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として国からの交付金を受けるもので、今回の交付金は収益的収入と資本的収入の合計で500万円となります。

下段、支出の1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費428万9,000円の補正は、新型コロナウイルス感染対策として備品を整備するもので、病院玄関に体温感知用カメラ1台、今回改修します救急処置室に設置する排気ユニット1台、感染症疑い患者を隔離し、ウイルス飛散を防ぐ折り畳みの陰圧ブースを外来用1台と病棟用2台、感染症疑い患者が利用する室内の汚染除去用のクリーンパーテーション3台、放射線室や検査室などに空気清浄器5台を新規購入するものです。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） コロナ対策で機器あるいは部屋の整備等を進めるという中身だというのは理解しましたが、実際にこれが稼働しないことを当然折っていますけども、稼働させるための体制づくりというのは考えているのでしょうか。

特別な体制というのを考えるべきかなというふうに思うものですから、伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 阿保議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの人的配置ということでございますが、まずこちらについては今現状の職員の中で対応はさせていただくこととなります。特に人員をこのためにとということではございません。

現在当院では、新型コロナウイルス感染症の疑いの患者に対する対応を行っております。あと通常熱外来で午前午後夕方と、熱外来の患者を受診していただきまして、その中で新型コロナ感染の疑いのある患者につきましては、保健所の相談、協議いたしましてPCR等の検体の採取等を行なっているところで、新型コロナ疑いの患者の対応ということで今回補正させていただいております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 今のところ、もう一度確認したいのですが、熱外来でもこのブースというのを使うということでしょうか。

疑いが出ない限りは、これは稼働させないということなのではないでしょうか。稼働というか、使わないということなのではないでしょうか。今後熱外来は、この形で使うということになるのかどうかという点を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 現状、今十勝管内ではあまりコロナの患者は出ていない状況ではございますが、今後秋から冬にかけて見込まれる、そういう可能性もあるということで、今回整備させていただいておりますが、例えば病院に入る前、正面玄関に体温検知カメラを設置するなど、こちらにつきましては十勝管内等の状況を見ながら稼働について検討してまいりたいと考えております。

今回の補正の中身の備品等につきましては、熱外来で来院された患者にも活用させていただきます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）

についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後 2時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年8月7日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 梅 村 智 秀